

整理番号 32

作成日 平成 18 年 6 月 20 日

事業名 **違法駐車防止啓発活動**
 所属名 **土木部 駐車駐輪課 違法駐車対策係** 電話番号 (03) 5662-1998 (直通)

事業の目的・概要・対象者等

《事業の目的及び概要》
 公共の施設である道路を、正常に一般交通の用に供されるよう確保し、もって区民の安全で快適な生活環境の保持に資することを目的としています。
 平成4年に「江戸川区違法駐車等の防止に関する条例」を制定。これを受けて同年、関係機関・団体に組織する「江戸川区違法駐車防止連絡協議会」（以下協議会）を発足しました。協議会を核に区民・警察・区の三者が協働し、啓発活動・パトロール活動・イベント活動など様々な活動を通じて違法駐車への減少に努めています。

《事業の開始年度》 平成4年度

対象者 660,914人
【区総人口・平成18年4月1日現在】 江戸川区の総人口：平成18年4月1日現在
 《違法駐車はドライバーの問題のみならず、それを防止する地域全体の問題であるとの観点から、全区民を対象としています。》

活動指標

違法駐車防止パトロール 実施回数・チラシ配付枚数 17年度 204回 (16年度) 8,632枚 201回・7,386枚	違法駐車防止キャンペーン 実施回数・参加人数 17年度 6回 (16年度) 3,640人 6回・3,550人
--	--

成果・目標指標

区内瞬間違法駐車台数 17年 5,092台 20年度目標 2,500台	区内瞬間違法駐車台数 17年度 20年度目標
--	-------------------------------------

都内全域の幅員4.5m以上の道路について、年一回警視庁が路上駐車の実態調査を実施しています。
 調査日・・・平成17年10月26日(水)

経費の概要

17年度 事業実施経費 79,951千円

内訳
 平成17年度 瞬間違法駐車5,092台の1台あたりの経費は、15,701円です。

【人件費と担当職員数】	ア 常勤職員	6.0人
	イ 非常勤職員	5.0人
	ウ 臨時職員	0.0人

71,049千円

経費の説明
 主な経費は、啓発活動、キャンペーン活動、パトロール活動等に必要資材類(カラーコーン・看板・ステッカーなど)や、子供向けの啓発グッズ、「時間貸し駐車場マップ」の作成費など、必要物品を揃えるための経費です。

その他

《実施の根拠となる法令等》
 ・江戸川区違法駐車等の防止に関する条例

《民間委託やボランティアなどとの協働の状況》
 ・各地区の交通安全協会・連合町会・環境をよくする地区協議会、また、教育関係機関などとの協働により活動を行っています。

《その他》
 ・H18年6月施行の改正道路交通法により、区内に放置車両確認事務の民間委託が導入されました。

平成18年度 江戸川区「行政評価」内部評価シート

整理番号	32	事業名	違法駐車防止啓発活動
			所属名 土木部 駐車駐輪課 違法駐車対策係

所管課長評価

そう思う ↔ そう思わない

	評価項目	評点	5	4	3	2	1	備考
	【必要性】							
1	公費を投じて実施するべき事業である。	5						
2	他の事業と整理、統合する可能性がある。					2		
	【有効性】							
3	目的を果たすために有効な事業である。	5						
4	成果が上がっている。	5						
	【公平性】							
5	対象者や実施回数等は適切である。	5						
6	受益者負担の額は適切である。							* 非該当
	【民間活力の活用】 既に実施している場合は備考欄に表記し、評点は「1」とする。							
7	ボランティアやNPOの活用可能性がある。						1	* 既に実施
8	民間事業者への委託等の可能性がある。						1	
	【効率性】							
9	効率的に実施するために、工夫、改善等の可能性がある。					2		
10	経費を削減できる可能性がある。					2		

所管部長の意見等

本区は、平成4年に23区で初めて「違法駐車防止条例」を制定するとともに「違法駐車防止連絡協議会」を結成し区民、区、警察が協働して違法駐車防止キャンペーンやパトロールを行い、違法駐車防止活動に積極的に取り組んできた。

平成17年4月からは、警察官OBの交通安全指導員による違法駐車防止重点地域及び小中学校周辺等でのパトロールカーでの啓発、巡回活動を新たに実施している。

平成3年に12,158台あった区内の瞬間違法駐車台数(警視庁調査)が平成17年には5,092台まで減少してきている。

平成15年11月、違法駐車取締まりを抜本的に変えるため、良好な駐車秩序の確立と警察力の合理的な再配分を目指し、区が直接、取締りが出来るように構造改革特区申請を行った。

特区申請は認められなかったが、改正道路交通法に「放置車両について使用者責任の強化」と「違法駐車取締り関係事務の民間委託」が盛り込まれ申請目的は達成された。

今年6月から取締りが強化され、本区も民間の駐車監視員が導入されたことにより違法駐車が減少している。

今後も、違法駐車しない、させない区民意識の向上とドライバーの駐車マナー徹底を図るため、更に、区民、区、警察と協働の取組みを強化していく。本事業は、区民との協働の取組みの成果が上がっているため、継続すべき事業である。

平成18年度 江戸川区「行政評価」外部評価シート

整理番号	32	事業名	違法駐車防止啓発活動
------	----	-----	------------

所属名	土木部 駐車駐輪課 違法駐車対策係
-----	-------------------

外部評価委員評価

そう思う ←→ そう思わない

評価項目	評点	5	4	3	2	1	備考
【必要性】							
1	公費を投じて実施すべき事業である。		4				
2	他の事業と整理、統合する可能性がある。		4				
1							
3	目的を果たすために有効な事業である。		4				
4	成果が上がっている。		4				
【公平性】							
5	対象者や実施回数等は適切である。			3			
6	受益者負担の額は適切である。						*非該当
【民間活力の活用】 既に実施している場合は備考欄に表記し、評点は「1」とする。							
7	ボランティアやNPOの活用の可能性がある。					1	*既に実施
8	民間事業者への委託等の可能性がある。			3			
【効率性】							
9	効率的に実施するために、工夫、改善等の可能性がある。		4				
10	経費を削減できる可能性がある。		4				

外部評価委員の意見

全国的にも違法駐車防止の意識が高まってきており、交通事故減少に繋がっていくことを期待している。
 改正道交法により違法駐車は激減したと思うが、違法駐車対策は法律によらなければ効果が期待できないのではないかと考える。
 取り締まるのは警察であるが、啓発によりモラルの向上を図ることが大切である。区民と区、警察と連携して効果を上げてほしい。

評価欄の数字は、各項目の評価点です。